



～18歳からの「君ならどうする？」～
若年者のための消費生活サポート情報



第39号
2024. 9. 26

「初回限定価格」をうたうネット通販の定期購入トラブルにご注意！

事例

画像共有SNSでダイエットサプリの広告を見つけて注文した。初回分は500円だったが、2回目以降が高額となる定期購入だったことに後から気づいた。キャンセルを申し出たら、定価の1万円を負担すれば初回分のみで解約に応じると言われた。

（10代 女性）



©KANAGAWA2013

一言アドバイス



北海道消費者
教育PRキャラクター
「ちえ子さん」

- 「お試し」「初回限定〇%オフ」などとお得感を強調したサプリメント・化粧品・健康食品などのネット通販の定期購入をめぐるトラブルが後を絶ちません。
- ネット通販については、注文確定前の最終確認画面に、商品の数量や価格、支払時期、支払方法、申込みの解除等の重要事項を分かりやすく表示するよう法律で定められています。
- 必要な事項を表示していない、もしくは誤認させる表示があった場合、契約を取り消せる可能性があります。
- ネット通販を利用する場合は、しっかり契約内容や解約条件を確認するとともに、証拠を残すため、最終確認画面をスクリーンショットで保存しておきましょう。

○サポート情報のバックナンバーはこちらから
～18歳から大人～若年消費者のための特設ページ
URL : <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/youngindex.html>



困った時はひとりで悩まず相談しましょう！
北海道立消費生活センター 受付時間 平日／午前9時～午後4時30分

相談専用電話 **050-7505-0999**

消費者ホットライン* **188**（「嫌や！」泣き寝入り）

※全国共通の電話番号。お住まいの市町村など、近くの消費生活相談窓口をご案内します。

北海道消費者
教育PRキャラクター
「かしこしか」





「初回限定価格」をうたう ネット通販の定期購入トラブル にご注意!



北海道消費者
教育PRキャラクター
「ちえ子さん」

事 例

画像共有SNSでダイエットサプリの広告を見つけて注文した。初回分は500円だったが、2回目以降が高額となる定期購入だったことに後から気づいた。キャンセルを申し出たら、定価の1万円を負担すれば初回分のみで解約に応じると言われた。

(10代 女性)

- 「お試し」「初回限定〇%オフ」などとお得感を強調したサプリメント・化粧品・健康食品などのネット通販の定期購入をめぐるトラブルが後を絶ちません。
- ネット通販については、注文確定前の最終確認画面に、商品の数量や価格、支払時期、支払方法、申込みの解除等の重要事項を分かりやすく表示するよう法律で定められています。
- 必要な事項を表示していない、もしくは誤認させる表示があった場合、契約を取り消せる可能性があります。
- ネット通販を利用する場合は、しっかり契約内容や解約条件を確認するとともに、証拠を残すため、最終確認画面をスクリーンショットで保存しておきましょう。



北海道消費者
教育PRキャラクター
「かしこしか」

○サポート情報のバックナンバーはこちらから

~18歳から大人~若年消費者のための特設ページ

URL:<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/youngindex.html>



困った時はひとりで悩まず相談しましょう!

北海道立消費生活センター 受付時間 平日／午前9時～午後4時30分

相談専用電話 **050-7505-0999**

消費者ホットライン* **188** (「嫌や!」泣き寝入り)

※全国共通の電話番号。お住まいの市町村など、近くの消費生活相談窓口をご案内します。

「初回限定価格」をうたう ネット通販の定期購入トラブルに ご注意！

事例

~18歳からの「君ならどうする?」~

若年者のための消費生活サポート情報 第39号 2024.9.25

